

代表的な減少要因に対して想定される対策と関連制度

減少要因	想定される主な対策	関連する代表的な既存制度(例)
1. 生息・生育地の減少又は劣化	○既に失われた生息・生育地の再生等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生事業(自然再生推進法) 過去に損なわれた自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行う事業であり、既に生息環境が減少・劣化した絶滅危惧種の生息・生育地の再生に有効。
(1)開発	○一定の区域内の開発規制(各種保護地域制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区(種の保存法) 国内希少野生動植物の生息地に指定。区域内では工作物の新增改築、水面の埋立、土地の形質変更などが規制されており、生息地において開発圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・鳥獣保護区内の特別保護地区(鳥獣保護法) 鳥獣の生息地に指定。区域内では工作物の新增改築、水面の埋立などが規制されており、生息地において開発圧の影響を受ける絶滅危惧種(哺乳類及び鳥類)の保全に有効。 ・国立・国定公園(自然公園法) 区域内では工作物の新增改築、水面の埋立、土地の形状変更などが規制されており、優れた自然の風景地に生息し開発圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・自然環境保全地域等(自然環境保全法) 区域内では工作物の新增改築、水面の埋立、土地の形質変更などが規制されており、自然環境が優れた状態等を維持している場所に生息し開発圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・保護林制度に基づく保護林(国有林野の管理経営に関する法律) 区域内は、国有林野であるとともに、原始的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林の保護管理が図られていることから、開発圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) 区域内は、国有林野であるとともに、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路の確保など広範かつ効果的な森林生態系ネットワークの形成が図られていることから、開発圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・特別緑地保全地区等(都市緑地法等) 都市計画区域内の緑地で、動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること等の要件に基づき指定。区域内では工作物の新增改築、水面の埋立、土地の形質変更などが規制されており、都市において、良好な自然的環境を形成している樹林地等に生息・生育し開発圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・地方自治体における希少種保護条例に基づく保護地域内での開発規制 種の保存法と同じく指定した希少種の生息地に設けられる例が多い。 ・その他地方自治体における条例に基づく保護地域内での開発規制 都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域等において法律と同様に区域内での開発行為が規制されている場合がある。 ・このほか文化財保護法に基づく地域指定の天然記念物、森林法に基づく保安林、水産資源保護法に基づく保護水面等の開発規制がある。
	○事業時の環境配慮等(環境影響評価等)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価(環境影響評価法) 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的としているもので、生物多様性の確保や自然環境の体系的保全の観点から、「重要な種及び注目すべき生息地」などが評価項目とされている事業種がある。 ・その他地方自治体における条例に基づく環境影響評価の制度がある。
(2)過剰利用等	○一定の区域内の立入・乗入等の利用制限(保護地域内)	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) 管理地区の指定された区域では車馬・動力船の使用等が規制されており、また管理地区のうち指定種の個体の生息・生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を立入制限地区に指定することができる。 ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) 区域内では鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある車馬・動力船の使用、観察等を規制することができる。 ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) 区域内では地種に応じて全域または指定地域で車馬・動力船の使用等が規制されており、特に公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図る必要があるときは、利用調整地区や立入制限地区を指定することができる。 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区等(自然環境保全法) 原生自然環境保全地域内には立入制限地区を指定することができる。また、自然環境保全地域内の特別地区等では車馬・動力船の使用等が規制されている。 ・保護林制度に基づく保護林(国有林野の管理経営に関する法律) 区域内は、国有林野であるとともに、原始的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林の保護管理が図られており、利用に当たっては森林管理署長等の許可が必要となるなど、立入等の利用が規制されている。 ・特定自然観光資源(エコツーリズム推進法) 市町村長に指定された区域内で立入などが規制される。
	○利用時の環境配慮等(エコツーリズム等)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム推進協議会等(エコツーリズム推進法) エコツーリズム(動植物の生息地など自然観光資源の保護に配慮しつつ触れ合うなどの活動)の推進に関し、市町村が組織する協議会が全体構想を定めるもの。
(3)管理放棄・遷移進行等	○生息・生育地の維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携保全活動(生物多様性地域連携促進法) 地域の多様な主体が連携して行う生物多様性を保全するための活動を促進するため、市町村が地域連携保全活動計画を作成することや、自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置等が規定されている。 ・風景地保護協定(自然公園法) 国立・国定公園内で公園管理団体等が土地所有者等に代わり自然の風景地の管理を行うための協定制度であり、里地里山、草原など二次的な自然の管理を通じて、国立・国定公園内の里地里山等に生息し管理放棄等により影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。

減少要因	想定される主な対策	関連する代表的な既存制度(例)
2. 種の捕獲・採集	○区域を定めず種等を指定して捕獲・採集等を制限	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の捕獲規制(種の保存法) 国内希少野生動植物種には捕獲・採取とともに譲渡し等の流通の規制もかかることから、捕獲圧の影響を受け全国的に流通する可能性がある絶滅危惧種の保全に有効。 ・鳥獣の捕獲規制(鳥獣保護法) 野生鳥獣(哺乳類及び鳥類)は原則捕獲禁止(適正な狩猟等を除く)となっており、捕獲圧の影響を受ける絶滅危惧種(哺乳類及び鳥類)の保全に有効。 ・地方自治体における希少種保護条例に基づく捕獲規制 指定した希少種について、流通規制をともなわない捕獲・採取規制がかかる例が多い。 ・文化財保護法に基づく天然記念物や水産資源保護法に基づく保護動物として捕獲規制がかかる絶滅危惧種もある。
	○一定の区域を定めて全種または指定種の捕獲・採集等を制限	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) 区域内では地種に応じて全種または指定動植物の捕獲・採取が規制されるなど、優れた自然の風景地に生息し捕獲圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・自然環境保全地域内の特別地区等(自然環境保全法) 区域内の指定区域等では指定動植物の捕獲・採取が規制されるなど、自然環境が優れた状態等を維持している場所に生息し捕獲圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・鳥獣保護区(鳥獣保護法) 区域内では狩猟鳥獣を含めて原則全ての鳥獣の捕獲が規制されるなど、捕獲圧の影響を受ける絶滅危惧種(哺乳類及び鳥類)の保全に有効。 ・保護林制度に基づく保護林(国有林野の管理経営に関する法律) 区域内は、国有林野であるとともに、原始的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林の保護管理が図られていることから、捕獲圧の影響を受ける絶滅危惧種の保全に有効。 ・地方自治体における条例に基づく保護地域内での捕獲規制 都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域等において法律と同様に区域内での捕獲・採取が規制されている場合がある。
3. 外来種等による捕食・競合等	○外来種等の放出等規制	
	区域を定めず種指定して放出を制限	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の放出規制(外来生物法) 特定外来生物に指定された外来種の輸入・飼養等の規制のほか特定飼養施設外に放出することが禁止されている。 ・地方自治体の条例等による外来種の放出規制 自然環境保全条例や希少種保護条例等で外来種を指定し放出等を規制する例がある。
	一定の区域を定めて外来種等の全種または指定種の放出を制限(保護地域内)	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) 管理地区では国内希少野生動植物種の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある動植物種を指定し、放出等を規制することができる。 ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) 区域内では犬など鳥獣に有害な動物の放出が規制されている。 ・国立・国定公園内の特別地域(自然公園法) 区域内では地種に応じて全種または指定区域内で風致の維持に影響を及ぼすおそれがある指定動植物等の放出を規制することができる。 ・自然環境保全地域内の特別地区等(自然環境保全法) 区域内の指定区域等では自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある指定動植物等の放出を規制することができる。
○外来種等のモニタリング、防除等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の防除(外来生物法) 特定外来生物に指定された外来種を国や地方公共団体などが捕獲・採取、被害発生防止措置などにより防除するものであり、生息地に侵入・定着した外来種によって捕食・競合等の影響を受けている絶滅危惧種の保全に有効。 ・生態系維持回復事業(自然公園法、自然環境保全法) 国立・国定公園、自然環境保全地域等の区域内でシカ等の食害や他地域から侵入した動植物による被害に対応するためモニタリング、防除などを行うもので、これらの生物による捕食、競合等の影響を受けている絶滅危惧種の保全に有効。 ・鳥獣保護区における保全事業(鳥獣保護法) 鳥獣保護区の区域内で増加したシカ等の食害などに対応するため施設(侵入防止柵等)の設置や捕獲等を行うもので、シカ等の影響を受け、生息環境が悪化している絶滅危惧種(哺乳類及び鳥類)の保全に有効。 ・保護林制度に基づく保護林(国有林野の管理経営に関する法律) 区域内では、森林や動物等の状況変化のモニタリング調査を実施しており、調査結果に応じて外来種等の防除等を行っており、絶滅危惧種の保全に有効。 ・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) 区域内では、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態などのモニタリング調査を実施しており、調査結果に応じて外来種等の防除等を行っており、絶滅危惧種の保全に有効。 	
4. 水質汚濁等	○一定の区域内の排出規制(各種保護地域制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) 区域内の指定した湖沼・湿原等では、汚水・廃水の排出を規制することができる。 ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) 区域内の指定した湖沼・湿原等では、汚水・廃水の排出を規制することができる。 ・自然環境保全地域内の特別地区等(自然環境保全法) 区域内の指定した湖沼・湿原等では、汚水・廃水等の排出を規制することができる。
	○区域を定めない排出等の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康の保護及び生活環境の保全を目的とした水質汚濁防止法により、河川、湖沼、海等の公共用水域への汚水等の排出が規制されている。また、農薬取締法による農薬の使用規制等がある。
※給餌、傷病個体の保護、飼育繁殖などによる個体数の積極的維持・回復は減少要因に関わらず対策となりうる。		<ul style="list-style-type: none"> ・保護増殖事業(種の保存法) 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする旨規定されている。